

【地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価の実施について】

1. 事後評価の目的

地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価は、法定協議会が地域公共交通活性化・再生総合事業を行うに当たって、地域における主体的な取組及び創意工夫が、より効果的・効率的に推進されることを目的とするものです。

2. 事後評価のフロー

(1) 調査事業に係る事後評価

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画に基づく事業については、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、評価等の結果については、1月末までに、地方運輸局等に報告してください。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、地域公共交通総合連携計画の策定に関する助言等を行います。

(2) 計画事業に係る事後評価

地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業については、毎年度、法定協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ事業計画の見直しを行うとともに、評価等の結果については、毎年1月末までに地方運輸局等に報告してください。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めるものとします。

なお、事業計画を見直した場合、法定協議会は、当該事業計画を速やかに地方運輸局等に提出し、地方運輸局長等の認定を受けてください。

さらに、法定協議会においては、最終年度において、事業計画全体の目標に対する評価を行う等事業の実施状況の確認、評価を総括するとともに、当該評価等の結果について、1月末までに、地方運輸局等に報告してください（地方運輸局等においては、当該評価等（自己評価）を基に二次評価を行い、法定協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、本格実施に向けた助言等を行います。）。

(3) 自己評価結果の公表

法定協議会が行った評価等の結果については、速やかに法定協議会において公表してください。

3. 作成に当たっての留意事項

(1) 評価の対象期間

基本的に、年内の事業が対象となります。

なお、自己評価の結果の報告時期までの事業も、可能な限り、評価の対象としてください。

(2) 評価項目及び記載様式

① 調査事業

ア 評価項目

「調査事業に係る事後評価項目(別添1)」の項目に従い、評価してください。

イ 事後評価記載様式

「調査事業に係る事後評価記載様式(別紙1)」の様式を使用し、「調査事業に係る事後評価項目記載要領(別紙4)」を参考に記載してください。また、必要に応じて参考資料を添付してください。

② 計画事業

ア 評価項目

初年度及び2年度目については「計画事業に係る事後評価項目【初年度及び2年度目の事後評価項目】(別添2)」、最終年度については「計画事業に係る事後評価項目【最終年度の事後評価項目】(別添3)」の項目に従い、評価してください。

イ 事後評価記載様式

初年度及び2年度目については「計画事業に係る事後評価記載様式【初年度及び2年度目】(別紙2)」、最終年度については「計画事業に係る事後評価記載様式【最終年度】(別紙3)」の様式を使用し、「計画事業に係る事後評価項目記載要領【初年度及び2年度目】(別紙5)」及び「計画事業に係る事後評価項目記載要領【最終年度】(別紙6)」を参考に記載してください。また、必要に応じて参考資料を添付してください。

(3) 地方運輸局等への提出形式

自己評価票については、書面のほか、合わせて電子データを提出してください。

(4) 公表の様式

自己評価の結果の公表の際には、地方運輸局等に提出したものを公表してください。

※ その他注意事項

○記載様式は、国土交通省ホームページ又は各地方運輸局等から入手することができます。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_fr_000021.html)

○記載様式は、A4横書きで記載し、提示した様式を超えて記載が必要となる場合は適宜用紙を追加して記載してください。

○地方運輸局等に提出する自己評価票の電子データは、Excelファイルとします(PDFファイルは不可)。

○文字の大きさは原則として10ポイント以上とします。

発生交第 号
平成21年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所 鳥取県鳥取市尚徳町116番地
氏名又は名称 鳥取市生活交通会議
会 長 谷 本 圭 志

平成20年度地域公共交通活性化・再生総合事業
(調査事業) 自己評価票の送付について

地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領(平成20年11月26日国総計第70号)に基づき、平成20年度地域公共交通活性化・再生総合事業(調査事業)の事後評価を実施したので、自己評価票を送付いたします。

問い合わせ先

(住所) 鳥取県鳥取市尚徳町116番地
(担当部署) 鳥取市都市整備部都市政策課交通対策室
(担当者) 交通対策室 主査 鈴木 敏
(電話番号) 0857-20-3257
(FAX番号) 0857-20-3048
(メールアドレス) suzuki.satoshi2@city.tottori.tottori.jp

調査事業に係る事後評価記載様式

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域における公共交通の現状と課題を現況公共交通調査及び住民アンケートで幅広く把握したうえで、基本方針及び基本目標を適切に設定し、基本目標を達成するための事業をパブリックコメント等を踏まえ検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向け地域関係者の実質的な合意形成を図った。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

鳥取市の今後の公共交通のあり方・方針を明確にする上では、地域や公共交通の現状を把握するとともに、地域住民の移動実態やバス利用実態を把握するとともに、地域住民の公共交通に対する要望を意向を十分に把握し、計画に反映させる必要がある。このため、市内各地区について、地勢、道路の整備状況、居住者年齢別分布、メッシュ人口分布、主要施設(医療機関、福祉施設、学校、公民館、大規模商業施設、観光施設等)の配置、公共交通サービスの状況等に係るデータ・資料を整理するとともに、公共交通サービス及び日常移動に関する実態や要望等に係る住民アンケート調査やグループインタビュー調査を実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

鳥取市の主要施設(主要医療施設、大規模商業施設等)は主にマイカー利用を前提とした郊外立地の傾向にある。また、公共交通が不便なためマイカー利用やマイカー送迎を強いられる状況が想定されるため、アンケート結果から公共交通の潜在的ニーズを把握するとともに、主要施設の立地状況、今後の人口減少や高齢化の傾向を踏まえながら、趨勢型のシナリオを想定し、公共交通の問題点・課題及び望ましいあり方を検討した。

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

鳥取市の地域公共交通を取り巻く現状及びアンケート結果からみた地域公共交通の利用特性・問題点により地域公共交通の問題・課題を把握した上で、具体的な目標を設定した。
(「第4回鳥取市生活交通会議協議資料」参照)

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

住民アンケートの結果や第8次鳥取市総合計画(平成18年策定)、鳥取市都市計画マスタープラン(平成18年策定)の内容を踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定している。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

地域公共交通に関する目標(案)については、第4回法定協議会(H21.1.22開催)で決定した。想定される施策(案)についても、同協議会で協議した。

なお、具体的な事業については、第4回の法定協議会で協議した施策を具体化し、第5回法定協議会(H21.2月開催)で案を決定する予定であり、地域公共交通に関する目標と事業(案)との関係は合理的である。
(「第4回鳥取市生活交通会議協議資料」参照)

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>地域公共交通に関する目標を達成するための事業の内容については、第4回の法定協議会(H21.1.22開催)で協議した施策を具体化し、第5回法定協議会(H21.2月開催)で案を検討し決定する。 また、スケジュールについても、第5回法定協議会で案を検討し決定する。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>実証運行等の事業効果の把握・検証を行うため、事業のモニタリング手法として、利用者満足度をはかるためのアンケート調査を実施することを第5回法定協議会(H21.2月開催)で検討及び承認する。 実証運行等の評価についても、各施策の期待される効果項目を検討し、その効果を検証することを同法定協議会で検討及び承認する。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>路線バスの実証運行の実施主体については、市内を運行している4条事業者(2社)から意見を聴取し、法定協議会(3月開催予定)で検討及び承認する。 デマンドタクシーの実証運行の実施主体については、市内におけるタクシー事業者から意見を聴取し、法定協議会(3月開催予定)で検討及び承認する。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>平成21年度の実証運行事業等の実施においては、総合事業による国費のほか、鳥取市からの財政支出によるということと現在調整している。なお、生活交通会議での具体的な検討については、来年度予算承認のための法定協議会(3月開催予定)で検討及び承認する。 なお、計画事業は平成21年度から23年度とすることを検討しており、生活交通会議(3月開催予定)で検討及び承認する。 各実証運行事業等の実施後については、事業の評価により事業を継続するか法定協議会で検討する。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>地域公共交通に関する目標の一つに、「地域」との連携・協働による持続可能な地域公共交通を掲げており、住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業については、第5回法定協議会(H21.2月開催)で案を策定したい。 また、住民参画型バス停上屋整備事業を制定し、地域の住民が主体となってバス停上屋整備の計画から管理まで参画する制度を構築している。このことにより、地域の実情にあったバス停上屋が整備され、もって地域福祉の向上及び公共交通の利用促進を図ることができる。(補助金額:事業費の3分の2以下(上限100万円))</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
1 協議会における審議体制等	
① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。	協議会の審議事項は、協議会規約に規定されている。また、調査事業の進め方については、平成20年第1回の法定協議会(H20.6.30開催)で検討されている。 今後の実施状況についても、そのモニタリング及び分析等を法定協議会が行うことを総合連携計画に記載する。
② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)	法定協議会の構成員には鳥取市の各地域の自治連合会及び老人クラブ連合会の代表が含まれているほか、調査事業の進め方を法定協議会で審議した上で、交通サービスに対する要望等に係る住民アンケート調査を実施し、調査結果について法定協議会で説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。(平成20年度第1回及び第3回の法定協議会の議事録を参照)
2 協議会における審議	
① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。	平成20年度第1回法定協議会(H20.6.30開催)において、調査事業のスケジュール、調査業務委託、公募型プロポーザル選定委員会設置要綱が決定された。アンケート調査の内容については、事務局が案を作成して各委員から意見を聴取した。第3回の法定協議会(H20.12.24開催)において調査事業実施状況が報告・審議されたほか、第4回法定協議会(H21.1.22開催)においては調査事業に係る自己評価報告案が報告・審議されており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。今後第5回法定協議会(H21.2月上旬開催予定)で公共交通総合連携計画(案)の審議、第6回法定協議会(H21.3月上旬開催予定)で公共交通総合連携計画を策定する。
② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。	法定協議会の傍聴は原則可能であること、議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表しており、協議会の議事が開示されている。
3 地域関係者の実質的な合意形成	
① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。	法定協議会において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されるとともに、具体的な事業内容等が審議された。 調査事業の実施にあたり、議会の意見を取り入れて実施した。 今後第5回の法定協議会(H21.2月開催)で策定された総合連携計画素案に対しての地域住民の意見を聴取する機会としてパブリックコメントを実施するという事で、地域関係者の実質的な合意形成が図られる見込み。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。